

南禪寺文書・伊達文書 九一—一〇九

(京都市左京区南禪寺福地町 南禪寺所蔵)
(東京大学史料編纂所刊 大日本古文書家わけ第三伊達文書之一)

早く尼常陸局をして但馬國小佐郷地頭職たら
しむべきの事、

右の人、本地頭^①爲安の讓に任せて、彼の職たるべ
きの狀、仰せに依つて下知件の如し、

承久三年八月二十五日

(北條義時)
陸奥守(花押)

〔語注〕

①本地頭(ホンジトウ) 本補の地頭。

②北條義時(ホウジヨウウシトキ) 元久二年(一二二〇)

五) 鎌倉幕府の執權。



〔解説〕

この文書は、承久三年(一二二二)八月二十五日、
本地頭爲安の讓与に任せて、尼常陸局の小佐郷地頭職

九一、關東下知狀(伊達文書)

神田孝平氏旧藏文書

可令早尼常陸局爲但馬國小佐郷地頭職事、

右人、任本地頭爲安之讓、可爲彼職之狀、依仰下知
件、

承久三年八月廿五日

(北條義時)
陸奥守(花押)

を安堵した関東下知狀である。所領等の權益を譲渡す
際には、一般に讓狀が立てられるのが慣行であつ
た。特に鎌倉幕府の御家人の場合には、讓与を受けた
者が、この讓狀に安堵申狀を添えて当知行を安堵して
もらう手續が必要であり、この相統認可の安堵狀を
「安堵の下知狀」といった。この文書もまさにそれだ
である(承久の乱直後に発給されている)。

ところで小佐郷は、現在の養父郡八鹿町九鹿一帯に
存在した郷で、その郷地頭職は、『但馬太田文』によれ

ば、その後、細分化されていったことがわかる。二対一の割合で分割して二分方と一分方に分れ、二分方地頭職は、更に各十七町九反余を中分して下地分割する

二方の地頭職を生んでいる。従って小佐郷には三方の地頭が並存していったこととなる。

九二、關東下知狀（伊達文書）

反市弘文書蒐集文書

安原兵衛尉高長、並びに伊達尼妙法與尾張守公時相論す、^①但馬國小佐郷^{（兼文郡）}の内恒富名並びに二分方地頭職の事、

安原兵衛尉高長、并伊達尼妙法與尾張守公時相論但馬國小佐郷内恒富名、并二分方地頭職事、

右、高長等の訴訟に就いて、其の沙汰あるを擬せんとするの處、公時今年^二弘安八月十九日避狀を出し畢ぬ^④。彼の狀に任せ、高時等の知行相違あるべからず者^{（依脱之）}れば、鎌倉殿の仰せに（依って）下知くだんの如し、

右、就高長等訴訟、擬有其沙汰之處、公時今年^二弘安八月十九日出避狀畢、任彼狀、高長等知行不可有相違者、鎌倉殿仰下知如件、

弘安二年十月十三日

相模守平朝臣^{（北條時宗）}
（花押）

弘安二年十月十三日

相模守平朝臣^{（北條義宗）}
（花押）

〔語注〕

①相論（ソウロン） 訴訟によって争うことをいう。

②擬す（ギス） せんとするの意。

③ 避状 (サリジョウ)

權益を放棄し、辞退することを著した文書。避文ともいう。証文類の一つ。

④ 畢ぬ (ヲワンぬ) 完了の意。訖、了なども書く。

⑤ 下知 (ゲチ・ゲジ)

さしず。命令。「下知如件」という書止で結ばれるところから下知状という。

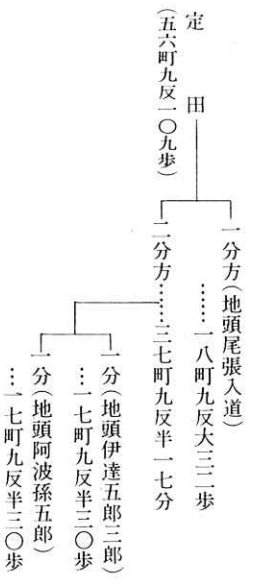
〔解説〕

この文書は、但馬国養父郡小佐郷内の恒富名、及び二分方地頭職をめぐる安原兵衛尉高長・伊達尼妙法と尾張守公時の相論に際して、公時が避状を出して訴訟を取り下げたために、高長等に当該の權益を知行することを認めた関東下知状である。別名裁許状ともいわれる。下知状は書止文言の特徴のほか、充所は書かれず(内容上から判明できる)、差出書、即ち奉者(執権及び連署)の署判が日付と別行となっていることに特色がある。

弘安二年(一二七九)十月、小佐郷内恒富名、并び

に二分方地頭職をめぐる安原兵衛尉高長・伊達尼妙法と尾張守公時の相論が幕府の引付の場で争われたわけであるが、尾張守公時は一分方地頭であり、二分方地頭職をめぐる伊達尼妙法と安原高長の相論に、恒富名の問題が絡んだために尼妙法に加担したものである。ちなみに但馬の太田文によれば、小佐郷について、

とあり、定田の内訳は、



とある。伊達尼如法は伊達五郎三郎の妻であろう。安原高長は、地頭阿波孫五郎の權益に継承された二分方

地頭の一方であつたものか。

九三、伊達宗綱讓狀并關東外題安堵

狀^①（南禪寺文書）

〔^①外題〕此の狀に任せ、領掌^②せらるべきの由、仰せによつて、下知件の如し、

元〔亨〕三年十月五日 〔相模〕守〔花押〕^{〔北條高時〕}

修理權大夫〔花押〕^{〔金澤貞顯〕}

讓渡す所領の事、

但馬國小佐郷二分一方地頭職の事、得近田三町七

段〔小〕〔四〕十歩、在家六宇、并びに百姓^④一名永重^③・

徵使給三分一・平畠・野畠・山畠・山林等は、他

の妨げなく、知行すべき也、

右、當郷二分一は、宗綱重代相傳當知行の地也、

而して子息貞綱に讓與せしむる所也、他の妨げあ

るべからず、課役出來の時^⑤は、分限に隨い、勤仕^⑥

すべし、仍つて後證のため、讓狀件の如し、

〔^①外題〕一任此狀、可被領掌之由、依仰、^{〔下〕}知如件、

元□□三年十月五日 〔相模〕守〔花押〕^{〔北條高時〕}

修理權大夫〔花押〕^{〔金澤貞顯〕}

讓渡所領事、

但馬國小佐郷貳分一方地頭職事、得近田參町漆段^{〔小〕〔肆〕}□□

拾歩・在家六宇、并百姓貳名^③永重^④・徵使給參^{〔分〕〔壹〕}□□・平

畠・野畠・山畠・山林等者、無他妨、可知行^{〔也〕}□□、

右、當郷貳分一方者、宗綱重代相傳當知行之地也、而

子息貞綱仁所令讓與也、不可有他妨、課役出來之時

者、隨分限、可勤仕、仍爲後證、讓狀如件、

元亨元年^{〔辛〕}西十一月十日

〔伊達〕藤原宗綱〔花押〕

元亨元年辛酉十一月十日

(伊達)
藤原宗綱(花押)

〔語注〕

① 関東外題安堵状 (カントウゲダイアンドジョウ)

鎌倉幕府の御家人の所領譲与行為は、譲状によってなされるが、譲与を受けた被譲渡者は、安堵申状に、譲状、或はその所領に関する証書類を添えて幕府に提出し、所領譲与の認可を申請するのが慣例であった。幕府は、申請にもとづき別に安堵下文、下知状を以って譲与安堵を行ったが、嘉元元年(一一三〇三)以降は、申請者の提出した譲状の袖の余白に安堵する旨を書きこみ、執権・連署が署判することが一般化した。この場合、金沢貞顕が連署、北条高時が執権である。このような手続を外題安堵といった。

② 領掌 (リョウシヨウ) 領知すること。

③ 在家 (サイケ)

田地に付属して譲与売買されるきわめて隷属性の強い農民。

④ 百姓 (ヒヤクシヨウ)

この場合百姓名をさす。荘園制の徴税単位である平民百姓。

⑤ 徴使 (チヨウシ)

荘園年貢等の徴収にあたる下級荘官職。

〔解説〕

この文書は、伊達宗綱が元亨元年(一一三二一)十一月十日子息貞綱(後の道西)に、重代相伝当知行の地である但馬国小佐郷二分一地方地頭職を譲渡した譲状である。貞綱は幕府にその認可を申請し、同三年(一一三二二)十月五日を以って執権・連署の署判による外題安堵が与えられている。

但馬伊達氏の重代の所領である小佐郷二分一地頭職とは、その内容によれば、得近田三町七段四〇歩、在家六宇、百姓二名、徴使給三分一、平畠、野畠、山林等であることがわかり興味がもたれる。

なお、詳しくは時野谷勝氏「但馬伊達氏について」

(史林21巻1号)参照。

①(外題)

今年七月二十六日 宣旨に任せて、知行相違あるべからざるの狀、國宣件の如し、

元弘三年十二月五日

(新田義貞)④
源朝臣(花押)

上野の國公田郷一分地頭伊達孫三郎入道道西謹しんで言上す、

早く且うは傍例^⑥に任せ、且うは相傳の道理に任せて、安堵の 國宣を賜り、當知行の公田郷一分地頭職を全うせんと欲するの間の事、

副え進む

一通 讓狀案 弘安五年三月二十二日

一通 讓狀案 文保三年正月十日

一通 關東下知案 弘安九年二月二十七日、

右、道西最前御方に參り、頭中將家の御手に屬し、合戦の忠節を致すの間、恩賞を申すの上は、傍例に任せて安堵の 國宣を賜るべきもの也、當

九四、伊達道西(貞綱)安堵申狀、并

上野國外題安堵國宣(伊達文書)

(外題) 一任今年七月廿六日 宣旨、知行不可有相違之狀、國宣如件、

元弘三年十二月五日

(新田義貞)
源朝臣(花押)

上野國公田郷一分地頭伊達孫三郎入道々西謹言上、欲早且任傍例且任相傳道理、賜安堵 國宣、全當知行公田郷一分地頭職問事、

副進

一通 讓狀案 弘安五年三月廿二日

一通 讓狀案 文保三年正月十日

一通 關東下知案 弘安九年二月廿七日

右、道西最前參御方、屬頭中將家御手、致合戦忠節之間、申恩賞之上者、任傍例可賜安堵 國宣者也、當知行之條、若有御不審者、可有御尋伊達彦七郎朝基哉、

知行の條、若し御不審あらば、伊達彦七郎朝基御尋あるべき哉、然らば早く安堵の國宣を賜り、當知行を全うせんがため、粗あらあら言上件の如し、
元弘三年十月 日

〔語注〕

①外題（ゲダイ）

上申された言上状の内容を安堵した新田義貞の証判。このように申請を受けた上位者がこれを認可した旨の文言と証判とを文書の右端の余白に記載して、上申者に返したものを外題という。

②宣旨（センジ）

天皇の意思＝勅命を宣伝する文書をいう。勅命を職事しよから上卿しやうけい（当日の政務担当公卿）に伝え、これを外記局か弁官をして書かせて発給したものをいう。

③国宣（コクセン）

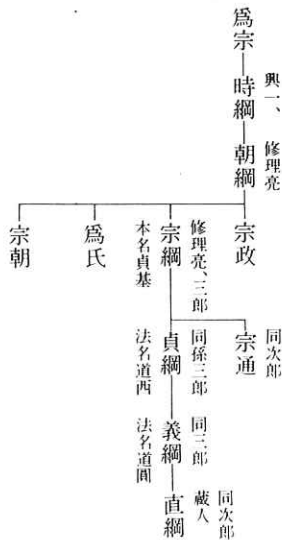
国の知行主から部内に出す文書をいう。ここでは知行安堵の国宣。建武の新政が開始されると、国司制度

然者早賜安堵 國宣、爲全當知行、粗言上如件、

元弘三年十月 日

（参考）

。但馬伊達系図（抜粹）



伊達道西は宗綱の子、幼名孫三郎実名を貞綱、入道して道西と号したことがわかる。

が復活し、国守在国制が強化されて国宣の発給がみられた。上野国は成良親王の親王任国であり、大介として新田義貞が在職した。

④ 新田義貞（ニッタヨシサダ）

上野国新田荘を本拠とする豪族で、元弘三年五月八日、生品神社で北条氏討伐の旗上げをし、同月十五日には武蔵府中の南方分倍河原で北条軍と対峙。二十一日には相模国の鎌倉に攻めこみ、翌日、激戦のすえ、幕府を滅ぼした。北条高時以下は東勝寺に自殺。建武政権のもとではその功により重用された。越後守、上野・播磨の大介。

⑤ 且（カツ）

一般に「且…且…」と二つ重ねて使用されることが多い。その場合「カツウハ…カツウハ…」とよみ、「…したり…したり」と二つ重ねる対句の意味。

⑥ 傍例（ボウレイ） 一般の慣例。

〔解説〕

元弘三年（一一三三）十月、上野国公田郷一分地頭

でもあった伊達孫三郎入道道西が、同年三月、京都の六波羅に攻め上る千種忠顕に属して忠節を致し、恩賞として相伝の所領の当知行安堵を請い、弘安五年（一一八二）の讓状を始め三通の具進文書を副進して申状を提出した。これを受けて同年十二月五日上野大介新田義貞が伊達道西（貞綱）に上野国外題の国宣を以て安堵せしめた知行安堵の国宣である。既に伊達道西は、元弘三年三月、千種忠顕の軍勢催促に応じていたことがつぎの千種忠顕加判御教書からわかる（伊達文書）。

（忠顕）
（花押）

沙弥道西可致合戦之忠_{（忠顕）}之由、頭中將殿所候也、

仍執達如_レ件、

（元弘三年）

三月廿六日 右馬允高重奉

とある。伊達道西はこの時但馬に居たと思われるが、その本貫地である陸奥国や上野国に相伝の所領を有していたのである。

(千種忠顯)
(花押)

但馬國小佐郷一方地頭伊達孫三郎入道々西申す、
大將軍頭中將家伯州より當國に御越の時、^②最前に
馳參り、路次に 綸旨を賜り、御手に屬し、^③去月
六日兄弟三人、道西、宗幸、宗重等、二條大宮に
押寄せ、丹後前司の役所を燒拂い、則ち敵の陣中
に打入り、數刻合戦し、舍弟宗幸左肩を射られ、
家人和田次郎、中間十郎太郎打死畢ぬ、大將軍
御前に於て、無二の軍忠を抽ずるの條、御見知の^④
上、阿禰彦三郎、安原彦五郎、枚田彦太郎、楯彦
太郎等、相共に合戦を致し畢ぬ、道西不肖の身た
ると雖ども、弓箭□□□を携え、勇士の藝の上
は、早く御感に預り、彌よ向後の勇を成すべきの
由存じ候、此の旨を以て御披露あるべく候、恐
惶謹言、

元弘三年五月十三日

(伊達貞綱)たてまつ
沙彌道西上る(裏判)

九五、伊達道西貞綱軍忠狀(伊達文書)

(千種忠顯)
(花押)

但馬國少小佐郷一方地頭伊達孫三郎入道々西申、大將軍
頭中將家自伯州御越當國之時、最前馳參、路次賜 綸
旨、屬御手、去月六日兄弟三人、道西、宗幸、宗重
等、押寄二條大宮、燒拂丹後前司之役所、則打入敵陣
中、數刻合戦、舍弟宗幸被射左肩、家人和田次郎、中
間十郎太郎打死畢、於大將軍御前、抽無二軍忠之條、
御見知之上、阿禰彦三郎、安原彦五郎、枚田彦太郎、
楯彦太郎等、相共致合戦畢、道西雖爲不肖之身、携弓
箭□□□勇士之藝之上者、早預御感、彌可成向後之勇
由存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年五月十三日

(伊達貞綱)
沙彌道西上(裏判)

進上 御奉行所

〔語注〕

①花押（カオウ）

書き判ともいう。自署の楷書を簡略化し、他人にまねられないようにするために草体そうたいにし、更に装飾的に形を整えたものをいう。これは後醍醐天皇の寵臣千種忠顕の花押。忠顕は六条有忠の子息。阿野廉子とともに隠岐配流の側につかえていた。

②千種忠顕が、元弘三年（一三三三）三月伯耆の船上山にあった後醍醐天皇の勅命を受けて、山陰、山陽二道の兵を率い、伯耆を立ち、因幡から但馬を経て丹波に入り、五月七日京都六波羅を攻めたことをいう。

③御手に属す（オンテにゾクす）

伊達道西（貞綱）等兄弟三人が千種忠顕の軍に応じて上京したことをいう。

④見知（ケンチ） 検知、即ち詮議をすること。

⑤御感（ゴカン） 部下の功勞をめでること。

〔解説〕

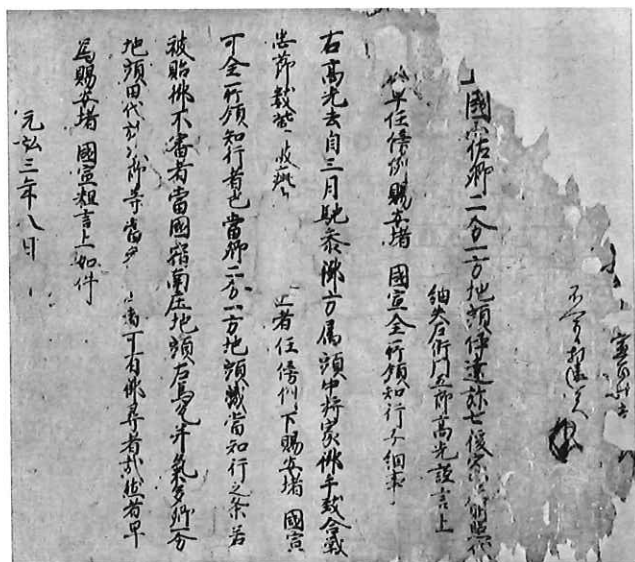
伊達道西（貞綱）は、元弘三年（一三三三）三月頭中将千種忠顕の軍勢催促に応じ（前号解説所引文書）、忠顕が伯耆から但馬に攻上る際に、その軍に属して軍忠を致し、四月八日の京都攻めには、弟宗幸・宗重らと共に二条大宮の戦いに奮戦、手負人を出した戦功を申告し、確認の証明を受けるために提出した軍忠状である。この文書の袖に証判を据えているのは、大将であった頭中将の千種忠顕である。

なお忠顕等の攻撃によって、五月七日、六波羅は落ち、探題北条仲時等は光厳天皇を奉じて近江に逃れたが、九日には仲時等一族は近江番場で自殺して亡んだ。

千種忠顕の京都への進軍に際しては、「就四宮御手、（恒良親王）

当国守護太田新左衛門尉致軍忠之間、依仰着到畢」と見えるように、但馬守護太田新左衛門尉守延が但馬にあった後醍醐天皇の皇子恒良親王を擁立して挙兵し（元弘三年六月 小田井神主等申状写 大石久子所蔵

文書)、丹波国篠村で忠顕と会い、これより恒良親王を上將軍とし、忠顕は副將軍と称したことが見える。



(縦三二種×横四七種)

守護の太田氏は京都で六波羅軍と戦い討死したという(以上、太平記巻八)。

九六、伊達宗助後家尼明照安堵申狀
并但馬國外題安堵國宣(南禪寺)

文書

〔注〕「但馬國安堵國宣」ニ見エル花押ハ、圓覺寺文書ノ建武元年十一月十八日付ノ「雜訴決斷所限」ノ中ニ見エル「參議右大辨藤原朝臣」(坊門清忠)ノ花押ト一致ス。

〔外題〕

□□宣旨狀、當□行

不可有相違者(花押)

〔但馬〕
□□國小佐郷二分一地方地頭伊達彌七後家〔尼〕明照代

〔宗助〕
細失左衛門五郎高光謹言上、

欲早任傍例、賜安堵 國宣、全所領知行子細事、

右、高光去自三月、馳參御方、屬頭中將家御手、致合戰

忠節、數輩被疵 □□者、任傍例、下賜安堵

〔外題〕
□□ 宣旨の狀、當〔知〕行相違有るべから
ず者てへ〔坊門清忠〕
〔花押〕

〔但馬〕國小佐郷二分一地方地頭伊達彌七後家〔尼
明照の代細矢左衛門五郎高光謹しんで言上す、

早く傍例②に任せ、安堵の 國宣を賜り、所領の
知行を全うせんと欲する子細の事、

右、高光去ぬる三月より、御方に馳参り、頭中將家
の御手に屬し、合戦の忠節を致し、數輩疵を〔蒙〕
られ□□ □□の〔上〕は、傍例に任せて、安堵の

國宣を下し賜わり、所領の知行を全うすべきもの
也、當郷二分一地方地頭職當知行の條、若し御不審
を貽のこさるれば、當國宿南庄地頭左馬允、并びに氣
多郷一分地頭田代〔弥次〕郎等當參□□の上は、御
尋有るべきもの哉、然らば早く安堵の 國宣を賜
らんがため、粗あら言上件あの如し、

元弘三年八月 日

國宣、

可全所領知行者也、當郷二分一地方地頭職當知行之條、若
被貽御不審者、當國宿南庄地頭左馬允、并氣多郷一分
地頭田代□□郎等當□□者、可有御尋者哉、然者早
爲賜安堵 國宣、粗言上如件、

元弘三年八月 □□

〔語注〕

① 坊門清忠 (ボウモンキヨタダ)

但馬國司か。但馬國出石郡雀岐莊内平田・増法寺・

小谷三ヶ村領家職が南北朝のころ坊門三位家領である
ことがみえる (雀岐莊具書案)。なお〔註〕は桜井景雄・
藤井字共編『南禅寺文書』(上卷)による。しばらく
この推定に従う。

② 傍例 (ボウレイ) 一般的な慣例。

③ 疵を蒙る (キズをコウむる)

負傷すること。これを手負ておといった。手負は、後
日、戦功の一つとして上申された。手負を列挙して注

進したものを手負注文という。

〔解説〕

元弘三年（一三三三）八月 但馬国小佐郷二分一
方地頭伊達弥七（宗助）の後家、尼明照の代人細矢左衛
門五郎高光なる者が、去る三月、京都の六波羅に攻め

伊達孫三郎入道（貞綱）西謹しんで言上す、

早く急速の御沙汰を経られ但馬國小佐郷二分方
地頭職は、重代相傳の地として、知行相違無き
の條、國中其の隠れ無きの上は、安堵の御教書
に預らんと欲する子細の事、

右、當所の地頭職は、道西數代相傳①の條、國中地頭
御家人當參②の上は、御不審有らば、御尋有るべき
もの歟、然れば、早く安堵の御教書を預かり、彌いよ
よ奉公の忠を抽んぜんがため、恐々言上件の如し、

建武三年「五」月 日（異筆）

上る千種忠顕に應じて忠節を言上し、地頭
職の当知行安堵を請うた申状である。これを受けて坊
門清忠が証判をした但馬国司の外題国宣を以って安堵
していることがみえる。宿南荘地頭右馬允・氣多郷一
分地頭田代弥次郎等は近隣の地頭である。

九七、伊達道西貞綱安堵申状（南禪寺文書）

伊達孫三郎入道（貞綱）西謹言上、

欲早被經急速御沙汰、但馬國小佐郷二分方地頭職
者、爲重代相傳地、知行無相違條、國中無其隠上
者、預安堵御教書子細事、

右、當所地頭職者、道西數代相傳之條、國中地頭御家
人當參之上者、有御不審者、可有御尋者歟、然者、早
預安堵御教書、彌いよ抽奉公之忠、恐々言上如件、

建武三年「五」月 日（異筆）

〔證判〕^③

「此の狀に任せ、領掌^④せしむべし、若し不知行^⑤の地を以つて、掠め申す輩においては、罪科に處せらるべきの狀、仰せに依つて、下知件の如し、

建武三年五月二十五日

掃部助源朝臣（今川頼貞）^⑤
〔花押〕

〔語注〕

①相伝（ソウデン） 代々受け継ぐこと。

②当参（トウサン）

將軍・大将などの許へ参集すること。

③証判（シヨウハン） 確認・認可の文言、及び署判。

④領掌（リョウショウ） 領知すること。

⑤不知行（フチギョウ）

実質的支配を行っていないこと。

⑥今川頼貞（イマガワヨリサダ）

後の但馬国守護。詳しくは解説参照。

〔證判〕

〔注〕 次ノ文書ハ前文書ノ紙背ニ書カレテイル。

「任此狀、可令領掌、若以不知行之地、於掠申輩者、可被處罪科之狀、依仰、下知物件、

建武三年五月廿五日

掃部助源朝臣（今川頼貞）
〔花押〕

〔解説〕

建武三年（一三三六）正月新田義貞軍を箱根竹ノ下に破つて入京した尊氏は、京都で戦つて敗退、丹波に遁れ、摂津を経て九州に向う。九州で勢力を立て直した尊氏が、再び京都の奪還をめざして東上するのは同年四月。五月には摂津湊川の戦いで楠木正成・新田義貞の軍勢を破る。正成はこの時敗死した。

この尊氏の九州からの東上作戦に、今川頼貞は、播磨室津において仁木頼章と共に、本隊から離れて但馬・丹波の南朝勢力の掃討活動を行い、山陰道を京都をめざして進んでいる。

この文書は、伊達道西（貞綱）が、北朝の今川頼貞

に應じて軍忠があつたのであろう、但馬國小佐郷二分方（津付方）地頭職の安堵の御教書を請うた申状であ

る。紙背に統轄者であつた大将今川頼貞が安堵した証判が認められる。

伊達宗七宗助後家代子息孫三郎義綱謹言上

欲早被經急速御沙汰但馬國小佐郷二分方山田方

職者宗助重代相傳無相違地也預安堵御教書子

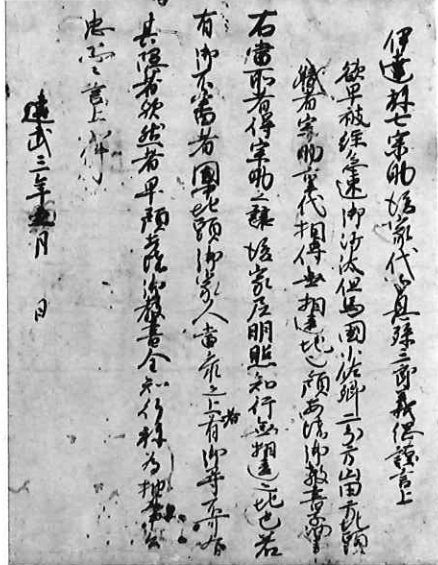
右書不有得宗助之讓後家尼明照知行無相違之地也若

有御不審者國中地頭御家人當參之上^者有御尋

其隱者歟然者早預安堵御教書全知行彌爲抽奉

公忠恐言上如件

建武三年五月 日



（縦三四種×四九・四種）

伊達彌七宗助後家^{（明照）}の代、子息孫三郎義綱謹しんで

言上す、

早く急速の御沙汰を經られ、但馬國小佐郷二分

九八、伊達宗助後家尼明照安堵申狀

（南禪寺文書）

伊達彌七宗助後家代子息孫三郎義綱謹言上、

欲早被經急速御沙汰、但馬國小佐郷二分方山田方

地頭

職者、宗助重代相傳無相違地也、預安堵御教書子

細事、

右當所者、得宗助之讓、後家尼明照知行無相違之地

也、

若有御不審者、國中地頭御家人當參之上^者、有御尋、

不可有

其隱者歟、然者、早預安堵御教書、全知行、彌爲抽奉

公忠、恐言上如件、

建武三年「五」月 日

^{（異筆）}

方山田方地頭職は、宗助重代相傳相違無きの地なれば、安堵の御教書を預らんと欲する子細の事、

右當所は、宗助の讓を得て、後家尼明照知行相違無きの地也、若し御不審有らば、國中地頭御家人當參の上は、御尋有り、其の隱有るべからざるもの歟、然れば、早く安堵の御教書を預り、知行を全うし、彌よ奉公の忠を抽んぜんがため、恐々言上件の如し、

建武三年「五」月 日

(證判)
「此の狀に任せ、領掌せしむべし、若し不知行の地を以って、掠め申す輩においては、罪科に處せらるべきの狀、仰せに依って、下知件の如し、

建武三年五月二十五日

(今山頼貞)
掃部助源朝臣〔花押〕

(證判)

〔注〕 次ノ文書ハ前文書ノ紙背ニ書カレテイル。

「任此狀、可令領掌、若以不知行之地、於掠申輩者、可被處罪科之狀、依仰、下知如件、

建武三年五月廿五日

(今山頼貞)
掃部助源朝臣〔花押〕

(解説)

この文書も前号の伊達道西(貞綱)安堵申状と同日付で提出され、同じく大将今川頼貞の安堵の証判が紙背に書かれている。伊達弥七宗助の後家、明照に代つて子息孫三郎義綱が提出したものであり、但馬国小佐郷二分方山田方地頭職の安堵を請うている。

この義綱については、前掲の但馬伊達系図に従えば、道西(貞綱)の子に義綱とあり「同三郎」〔法名道円〕と注している。しかしこの文書によって孫三郎義綱は、伊達弥七宗助と明照との間に生れた子であり、宗助は道西とは別箇の人物であることがわかる。後に義綱は道西の養子に入って家督を継いだものであるうか。

ともかく、小佐郷の地頭職は、この時点では二分の一ずつの地頭職に分轄されており、宗助及びその跡を

伊達孫三郎義綱申軍忠事

右依邊等但馬國蜂起大將御發向之間自京
林佛共仕今年^{建武}三八月二日備向進寺責上南中
尾同五日致合戦之刻旗差大次郎男被打破頭卒
切半死半生也同十三日荏原責口未可切入城内夜
責之由申之間相連責入城内致散之戰追籠山
徒木本堂同十四日備籠本堂并八角堂凶徒等
追落訖等次第荏原八郎淺治五郎同所合戦
間見知矣早賜林判備後佐龜鏡言上如件

建武三年八月日

(縦二九・五種×横四五・五種)

繼承した後家明照の領有するそれは山田方と称し、残り半分の道西のそれは津付方と称されていた。

九九、伊達義綱軍忠狀（南禪寺文書）

伊達孫三郎義綱申軍忠事、

右、依凶徒等但馬國蜂起、大將御發向之間、自京都、御共仕、今年^{建武}三八月三日罷向進寺、責上南中尾、同五日致合戦之刻、旗差大次郎男被打破頭畢、仍半死半生也、同十三日荏原責口來、可切入城内夜責之由申之間、相連責入城内、致散之戰、追籠凶徒木本堂、同十四日備籠本堂、并八角堂凶徒等、追落訖、此等次第荏原八郎・淺治五郎同所合戦間見知之、然早賜御判、爲備後證龜鏡、恐言上如件、
建武三年八月 日

(証判)
一一見了〔花押〕

伊達孫三郎義綱申す軍忠の事、

右、凶徒^①等但馬國の蜂起に依り、大將御發向の間、京都より、御共仕り、今年^{建武}八月三日進寺に罷り向い、南中尾に責め上り、同五日合戦を致すの刻、旗差^②大次郎男頭^{三浦}を打ち破られ畢ぬ、仍つて半死半生也、同十三日荏原責口^{江懸}に來り、城内夜責めに切り入るべきの由申すの間、相連なり城内に責め入り、散々の戦を致し、凶徒等を本堂^④に追籠め、同十四日本堂并びに八角堂に楯籠る凶徒等、追落し訖ぬ、此等の次第荏原八郎・淺治五郎同所合戦^⑤の間これを見知す、然れば早く御判を賜り、後證の龜鏡に備えんがため、恐々言上件^⑥の如し、

建武三年八月 日

(證判)
「一見了(花押)」^⑥

〔語注〕

① 凶徒 (キョウト)

暴徒。兇徒の意。この場合は、南朝方の蜂起をいう。進美寺が蜂起の拠点である。

② 進寺 (スミデラ)

この地方では進美寺^{しんみいじ}を進寺^{すすみ}、進山^{すすみやま}とも云う。

③ 旗差 (ハタサシ)

戦場でめじるしのために小旗を背に差した従者。この頃は騎馬の武者に旗差と、若党一二人の従者がつき従うのが参戦の基本単位。家子がそれにあたる。

④ 本堂 (ホンドウ)

進美寺の本堂か。八角堂などの伽藍のあつたこともみえる。

⑤ 同所合戦 (ドウショウカッセン)

同一場所^{ドウゴ}で合戦に参加する。彼等は同所合戦の仁と呼び、互助の精神によって助け合うだけでなく、後日戦功審査の際に証人ともなったことを示している。

⑥ この証判の花押は未詳。

〔解説〕

軍忠状は、従軍した武士が戦闘に参加し、その戦功を自から具申し、その軍団統轄者である武将の認知の証判をうけるために作製される文書である。

この軍忠状は、建武三年（一三三六）八月、進美寺を中心以南朝勢力が一斉蜂起し、京都にあって今川頼

貞が攻略に向い、八月三日には進美寺に、八月十三日江原責口から進美寺の城内に攻め入っており、旗差の大次郎が頭を割られる戦功のあったことを伝え、軍忠の次第を述べ、大将の認知の証判を請うている。これは後日の恩賞の給付を申請する根拠とするため、証判があつてはじめて軍忠状は効力をもつ。

南部彦次郎入道行猷中當國

本領段云當知行事所申無相違者

載起請之詞可被進請文候仍執達

如件

建武四年七月八日 兵部大輔

一〇〇、兵部大輔盛義書下

（南禪寺文書）

南部彦次郎入道行猷中、當國

本領段、云當知行事、所申無相違者、

載起請之詞、可被進請文候、仍執達

如件、

建武四年七月八日

（桃井盛義）
兵部大輔（花押）

伊達孫三郎入道殿

ほけの二部入道殿

(縦三三・四種×横四九・五種)

南部彦次郎入道行猷申す、當國木崎庄、并びに小田井社地頭職の事、本領の段と云い、當知行の事と云い、申すところ相違無し、者れば、起請の詞を載せ、請文を進らるべく候、仍って執達件の如し、

建武四年七月八日

伊達孫三郎入道殿

(貞綱)
(桃井盛義)
兵部大輔(花押)

〔語注〕

①木崎庄(キノサキノシヨウ)

城崎荘。太田文に「長講堂領城崎庄 七拾四町六反地頭南部太郎二郎入道行連」とみえ、現在の豊岡市の中心域に存在。南部行猷は城崎荘地頭行連の子か。

②小田井社(オダイシヤ) 豊岡市の小田井大社とその社領。

③本領(ホンリョウ)

沙汰未練書に「本領トハ為開發領主、賜代々武家御下文ニ所領田畠等事也」とある。

④起請の詞(キシヨウのコトバ)

自分の言動に偽りのないことを神仏にかけて誓う文言。神文(しんもん)を載せた起請文で、言動に偽りがあれば神仏の神罰冥罰を蒙るべきことを銘記したことをいう。

⑤請文(ウケブミ) 命令内容の復命書。

〔解説〕

建武四年(一一三三)七月八日、但馬守護桃井兵部大輔盛義が御家人伊達貞綱に対して、南部次郎入道行猷の城崎荘、并びに小田井社地頭職の本領・当知行の有無を調査して復命し報告すべきことを命じたものである。これに応えて貞綱(道西)はその有無を上申したものであろう。その復命の命令書というべきものがある。

伊達三郎藏人義綱申す〔軍〕〔忠〕の事、

右、義綱重病たるに依り、代官林又三郎長吉六月十一日佐治山^①に馳参り、御共申す、同月二十一日の大將仁科藏人歡監の手に屬し、田結庄城^③において、軍忠を致すの條、御見知の上は、早く御證判を賜り、向後の龜鏡に備えんがため、恐々言上件の如し、

建武四年七月 日

〔證判〕
〔桃井兵部大輔盛義〕
「承り候了ぬ〔花押〕」

一〇一、伊達義綱軍忠狀（南禪寺文書）

伊達三郎藏人義綱申す〔軍〕〔忠〕の事、

右、義綱依爲重病、代官林又三郎長吉六月十一日馳参佐治山、御共申、同月廿一日屬于日大將仁科藏人將監之手、於田結庄城、致軍忠條、御見知之上者、早賜御證判、爲備向後龜鏡、恐々言上如件、

建武四年七月 日

〔證判〕
〔桃井盛義〕
「承候了〔花押〕」

〔語注〕

① 佐治山（サジヤマ）

丹波国水上郡佐治郷。丹但境の要所。

② 馳参る（ハセマいる）

かけつける。馬を走らせて参上する。

③ 田結庄城（タイノシヨウシヨウ） 豊岡市田結の城山。

〔解説〕

建武四年（一三三七）六月、伊達義綱、重病のために代官林又三郎なる者を仁科藏人將監に属せしめて、丹波佐治山、但馬国田結庄城に宮方と戦い、軍忠のあつた事を述べている。兵部大輔盛義の証判が据えられている。

伊達孫三郎入道道西申す軍忠の事、

右、去る五月十九日、大將軍但馬國に御發向の時、路次^①の間御供申す、同二十二日丹波國和久嶋^②において、凶徒等に馳向、散々合戦至極の間、道西弓手の股を射抽かれ候畢ぬ、大將御前において忍太郎兵衛尉見知^④の上は、御證判を給り、後證の龜鏡^⑤に備えんと欲す、仍つて粗言^{あらま}上件の如し、

建武四年七月 日

〔證判〕
「承り候了ぬ、〔桃井兵部大輔盛義〕
〔花押〕」

一〇二、伊達道西^{貞綱}軍忠狀(南禪寺文書)

伊達孫三郎入道道西申軍忠事、

右去五月十九日、大將軍御發向但馬國之時、路次之間御共申、同廿二日於丹波國和久嶋、馳向凶徒等、散々合戦至極之間、道西被射抽弓手股候畢、於大將御前、見知忍太郎兵衛尉之上者、給御證判、欲備後證龜鏡矣、仍粗言上如件、

建武四年七月 日

〔證判〕
「承候了〔桃井盛義〕
〔花押〕」

〔語注〕

①路次(ロジ) 道筋。道すがら。

②和久嶋(ワクシマ)

丹波国天田郡和久郷。山陰道の要衝。和久市あり。

南北朝内乱期には和久郷に陣所が布かれ、両勢力の奪

いあいが行なわれている(太平記)。

③弓手の股(ユンデのマタ) 弓を持つ左手の指の間。

④見知(ケンチ)

検知。戦功を認知する証人の確認をいう。

⑤龜鏡(キケイ) 証拠。証文。

〔解説〕

建武四年（一二三三七）五月、伊達道西（貞綱）が、自から軍勢を率いて丹波国天田郡和久嶋において宮方

と合戦し、手負をうけて軍忠したことを述べ、確認を請うている。異筆で「承り了ぬ（花押）」とあるのは桃井兵部大輔盛義の証判である。

一〇三、桃井盛義披露状（伊達文書）

伊達弥七宗助の後家尼明照代子息伊達三郎藏人義綱申す、但馬國小佐郷二分方地頭職の事、最初より御方として、軍忠の仁に候の處、相傳當知行相違無きの所領を召放たれ、立石五郎入道に宛行れるの由歎き申し候、何様たるべく候哉、此の旨を以って御披露あるべく候、恐惶謹言、

建武五年四月十八日

兵部大輔盛義（桃井）

進上 御奉行所

伊達弥七宗助後家尼明勝代子息伊達三郎藏人義綱申、但馬國小佐郷二分方地頭職事、自最初爲御方、軍忠仁候之處、被召放相傳當知行無相違所領、被宛行立石五郎入道之□歎申候、可爲何様候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年四月十八日

兵部大輔盛義（桃井）

進上 御奉行所

〔語注〕

①御方（ミカタ） 味方の意。

②当知行（トウチギヨウ）

土地を實際に占有し所有していること。

③立石五郎入道（タテイシゴロウニユウドウ）

法阿。詳しくは立石五郎入道法阿申状案を参照。

〔解説〕

建武五年（一三三八）四月、伊達三郎藏人義綱が、

進美寺城塼^①、今月二日合戦の間、警固致さるべき
の状件の如し、

建武五年五月一日

伊達三郎藏人殿

兵部大輔（花押）
（桃井盛義）

〔語注〕

①進美寺城塼（シンメイジジョウカク）

日前山進美寺は山門の末寺として但馬の南朝宮方勢力の拠点となっていた。進美寺山には城塼を構えて要塞化されていたことがわかる。

伊達宗助―尼明照から相伝してきたった但馬国小佐郷二分方（山田方）地頭職を召し放たれて立石五郎入道法阿に与えられたことを不服として守護桃井兵部大輔盛義へ訴えた。そこで盛義が、幕府に義綱の地頭職還付を請うために提出された披露状である。

一〇四、桃井盛義書下（伊達文書）

進美寺城塼、今月二日合戦之間、可被致警固之状如件、

建武五年五月一日

伊達三郎藏人殿

兵部大輔（花押）
（桃井盛義）

〔解説〕

建武五年（一三三八）五月一日、進美寺城塼に立て籠る宮方勢力一掃のために、但馬守護桃井兵部大輔盛義が、翌二日の総攻撃に対して伊達義綱に警固を申しつけたものである。



(縦三二・五厘×横四四厘)

一〇五、但馬守護吉良貞家吹舉狀

(南禪寺文書)

伊達孫三郎入道道西、并三郎藏人

義綱申、但馬國小佐郷二分方地

頭職事、申狀具書如此、立石五郎

入道法阿就于濫妨、雖訴申、御裁許

延引之由歎申候、但州下國以前、早

速可有申御沙汰候、以此旨、可有御

披露候、恐惶謹言、

(附題)

〔曆應元〕

十一月十五日 吉良貞家
修理權大夫 (花押)

進上 御奉行所

〔語注〕

① 具書 (グシヨ)

訴訟に際し、申狀に添えて提出される副進書類。

② 濫妨 (ランボウ)

進上 御奉行所

唐徳元
十一月十六日 修理權大夫

披露候、恐惶謹言、

速可有申御沙汰候、以此旨、可有御

延引之由歎申候、但州下國以前、早

入道法阿就于濫妨、雖訴申、御裁許

頭職事、申狀具書如此、立石五郎

義綱申、但馬國小佐郷二分方地

伊達孫三郎入道道西、并三郎藏人

伊達孫三郎入道道西（貞綱）、並びに三郎藏人義綱申す、但馬國小佐郷二分方地頭職の事、申状具書①此の如し、立石五郎入道法阿濫妨②に就き、訴申すといえども、御裁許延引の由歎き申候、但州下國以前、早速申し御沙汰有るべく候、此の旨を以って、御披露有るべく候、恐惶謹言、

（附箋）

曆應元

十一月十五日

（吉良貞家）
修理權大夫（花押）

進上 御奉行所

正当な理由なしに他人の所領知行を妨害すること。
立石五郎入道法阿の行為をさす。

〔解説〕

但馬守護吉良貞家が、幕府に対して伊達道西と義綱の立石五郎入道法阿に宛行なわれた但馬國小佐郷二分方地頭職を返付されんことを訴えた申状を仲介した吹拳状である。吹拳状とは一種の推薦状である。

貞家は但馬下国のことを伝えているから、これを但馬の守護補任の手みやげの一つとして下国しようとしたものであろうが、実際に在国したかどうか不明である（概説参照）。

道法阿代慶弁重言上

作被定置法阿達孫三郎入道之西子息義綱等
奉若被處中間狼藉并佐御二下南方地頭職競望
沙汰重科子細事
道法阿代慶弁重言上
御打入言御構城墾及中間狼藉等所務競望之向法
係屬守御所方以官槽屋彈正左衛門尉被相催一國之惡黨等
為彼御身方他村馳向之處彼御而義綱等無見亦對守御所
在御所等入於今我館平之間其子細係所注進社竹侍所御所
係屬所屬之下被進言御手并此上者道法阿代慶弁重言上
若於沙汰未盡最中差違、相語自國他國之惡黨等科
方御預備被御所下所使之榮進言御所之上去處重科
重言者於所論且中間狼藉之處且二下南方折所被催
被定置法阿達孫被處所當重科至法阿代慶弁重言所
本端御所御所重言上件

曆應四年十一月 日

(縱三二・二種×四四・三種)

一〇六、立石五郎入道法阿代申狀案

(南禪寺文書)

〔立石(石)入〕
□□□道法阿代慶弁重言上、

〔注〕 本文書ノ紙背二八、氏名未詳某ノ花押一ツガアル。

□□□任被定置法、於伊達孫三郎入道之西子息義綱已

(貞綱)

輩者、被處中間狼藉、并小佐郷二分兩方地頭職競望□□

(道力) 下

沙汰重科子細事、

右、道西子息義綱等、号當郷二分兩方本主、於御引付、

(貞綱)

乍致無

□□訴、御沙汰未盡最中差違、相語自國他國之惡黨等、

去々

□□應^(應)七月打入當郷、構城墾、及中間狼藉、致所務濫

妨之間、法□□^(阿)

依觸申守護御方、御代官槽屋彈正左衛門尉被相催一國

地頭御家人本、

〔立〕〔石〕〔入〕道法阿の代、慶弁重ねて言上す、

〔西〕〔西〕定め置れる法に任せて、伊達孫三郎入道
〔貞綱〕々西子息義綱已下の輩においては、中間狼藉①并び
に小佐郷二分兩方地頭職競望の〔造り〕沙汰の重科
に處せられんと〔欲する〕子細の事、

右、道西〔貞綱〕子息義綱等、當郷二分兩方の本主と号
し、御引付②において、□ □無き訴を致し乍ら、

御沙汰未盡の最中を差違え、自國他國の惡黨等①を
相語い、去々〔年〕〔曆〕応〔二〕七月當郷に打入

り、城墾を構え、中間狼藉に及び、所務を濫妨致
すの間、法〔阿〕守護御方に觸申すに依り、御代官

糟屋彈正左衛門尉一國の地頭御家人等を相催さ
れ、子細を相尋らんがため、馳向われるの處、彼

の道西・義綱等是非無く、守護の御代官・地頭・
御家人に對し合戦を致し、手に餘るの間、其の子

細御注進⑥に依り、侍所の御沙汰を經られるの〔處〕、
所務の下たるに依つて、當御手に進られ畢ぬ、此

爲被相尋子細、被馳向之處、彼道西・義綱等無是非、

對守護御代官・

地頭・御家人致合戦、餘手之間、其子細依御注進、被

經侍所御沙汰□□、
〔處〕

依爲所務之下、被進當御手畢、此上者、道西・義綱重

科不可有豫儀

者哉、次道西・義綱等至尼性心之重書抑留之段者、掠

申二分□□
〔處〕

方地頭職、競望御書下御使之条、造意露顯之上者、旁

以重科□

重疊者哉、所詮、且云中間狼藉之篇、且云二分兩方奸

訴段、任

被定置法、急速被處所當重科、至法阿、任御下文御施

行旨、爲〔給〕□□

安堵御成敗、仍言上如件、

曆應四年十二月 日

の上は、道西・義綱重科豫儀^⑦有るべからざるもの
 哉、次に道西・義綱尼性心の重書^⑧抑留に至るの段
 は、二分〔兩〕方の地頭職を掠め申し、御書下の御
 使を競望するの條、造意露顯の上は、旁^⑨以って重
 科重疊^⑩を□もの哉、所詮、且うは中間狼藉の篇と
 云い、且うは二分兩方^{かつ}姦訴の段と云い、定め置れ
 る法に任せて、急速に所當の重科處られ、法阿に
 至りては、御下文御施行の旨に任せて、安堵の御
 成敗〔給らん〕がため、仍って言上件の如し、

曆應四年十二月 日

〔語注〕

① 中間狼藉 (チュウカンロウゼキ)

訴訟が判決に至らず審理中の間は境争地の現状は凍結されるのが原則であった。凍結を破って一方の当事者が裁許前に境争地を押妨する行為をいう。

② 引付 (ヒキツケ)

所務沙汰を管轄する幕府の訴訟機関。引付頭人と奉行人から構成された五番制がとられていたという(佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」『中世の法と国家』所収)。

③ 沙汰未盡 (サタミジン)

裁決の落着をみない状態をいう。

④ 悪党 (アクトウ)

悪賊・わるもの。鎌倉末期く南北朝期にかけて広汎に現象化する反体制的な特有の在地武士の動きを呼称する場合が多い。

⑤ 是非無く (ゼヒナク) やむを得ず、

⑥ 注進 (チュウシン)

命令をまたないで報告すること。

⑦ 豫儀 (ヨギ) 他のこと。別の方法。

⑧ 重書 (ジュウシヨ) 重要文書。

⑨ 旁以 (カタガタモツテ) と読む。

⑩ 重疊 (チュウジョウ) かさねがさねという意。

〔解説〕

曆応四年（一三四一）十二月、立石五郎入道法阿の重訴状案である。但馬国小佐郷二分兩方地頭職をめぐって伊達道西（貞綱）・同義綱と訴訟事件となつてゐることはさきにみた。

立石法阿の代人慶弁の訴えによれば、伊達道西・義綱は、小佐郷二分兩方地頭職を競望し、自国他国の悪党らを相語らい、小佐郷に打入り、所務を濫妨し、法阿の訴えで子細を糾明しようとして向つた守護代官・御家人の手勢と合戦し、またその上、尼性心の重書を抑留して二分兩方地頭職を掠め取らんとしているとその非法を訴え、早く兩人を重科に処して所領を法阿に安堵されたいと申し述べている。

なお、文言に「伊達孫三郎入道々西子息義綱」とあるように、この相論の前後を通じて道西（貞綱）と義綱とは義父子関係に入ったと思われる。（詳しくは時野谷勝氏「但馬伊達氏について」史林二十一卷一号参照のこと）。

但馬國小佐地頭伊達三郎藏人（朝）中軍忠（事）
 右、朝綱自（龍）叡初、爲（御）方安原相共仁（龍）、大將
 御越之時、最前馳參樂前、將又今月廿（三）日、國分
 寺被召陣、御共仕、同廿七日符中（符）之時者、搦
 手馳向、日置河原河渡、御敵治田彥次（郎）於追籠
 城中、一木戸責入、致散と打物、抽忠節者也、且此
 等子細、宿南太郎左衛門尉・小谷彌太郎同所合戰
 間、令存知者哉、然早賜御證判、（爲）備後證、恐と
 言上如件、

觀應二年九月卅日

但馬國小佐地頭伊達三郎藏人
 右、朝綱自叡初、爲方安原相共仁、大將
 御越之時、最前馳參樂前、將又今月廿三日、國分
 寺被召陣、御共仕、同廿七日符中之時者、搦
 手馳向、日置河原河渡、御敵治田彥次於追籠
 城中、一木戸責入致散と打物抽忠節者也、且此
 等子細宿南太郎左衛門尉小谷彌太郎同所合戰
 間令存知者哉、然早賜御證判、備後證、恐と
 言上如件、

九月卅日

伊達

（縱三一・五種×四二種）

一〇七、伊達朝綱軍忠狀（南禪寺文書）

但馬國小佐地頭伊達三郎藏人（朝）中軍忠（事）
 右、朝綱自（龍）叡初、爲（御）方安原相共仁（龍）、大將
 御越之時、最前馳參樂前、將又今月廿（三）日、國分
 寺被召陣、御共仕、同廿七日符中（符）之時者、搦
 手馳向、日置河原河渡、御敵治田彥次（郎）於追籠
 城中、一木戸責入、致散と打物、抽忠節者也、且此
 等子細、宿南太郎左衛門尉・小谷彌太郎同所合戰
 間、令存知者哉、然早賜御證判、（爲）備後證、恐と
 言上如件、

觀應二年九月卅日

（證判）
 「承了」（花押）

但馬國小佐郷地頭伊達三郎藏人〔朝〕〔綱〕申す軍忠の〔事〕、

右、朝綱最初より、御方^①として安原相共^②に

〔榎籠〕、大將御越の時、最前樂前に馳參る、

將又^{はなまた}今月二十〔三〕〔日〕國分寺に陣を召され、御共

仕る、同二十七日府中〔御〕〔合〕〔戦〕の時は、搦手

に馳向う、日置河原河を渡り、御敵治田彦次〔郎〕

城中に追籠め、一木戸を責入り、散々打物を致

し、忠節を抽ずるもの也、且つ^{かつか}此等の子細、宿南

太郎左衛門尉・小谷彌太郎同所合戦^⑦の間、存知せ

しむもの哉、然れば早く御證判を賜り、後證に備

えんがため、恐々言上件の如し、

觀應二年九月三十日

〔證判〕〔今川頼具之〕
「承り了ぬ〔花押〕」

〔語注〕

① 御方（ミカタ） 味方の意。

② 安原（ヤスハラ）

弘安二年（一二七九）十月、伊達尼妙法らと小佐郷

内恒富名以下を相論した安原兵衛尉高時の子孫か（二
号文書）。

③ 樂前（サ、ノクマ）

気多郡樂前莊、即ち本町佐田の樂前城。

④ 國分寺（コクブンジ）

但馬國分寺（本町國分寺）。國分寺が南北朝期にも
重要拠点として陣所となっていることがわかる。

⑤ 搦手（カラメテ） 攻撃の裏手。

⑥ 城中（ジヨウチュウ）

治田彦次郎の守備する城。恐らく伊福城ではあるま
いか。

⑦ 同所合戦（ドウシヨカッセン）

同一場所合戦に参加すること。戦功審査の証人と

なる。このような関係は「見継ぎ見継がれる」と称して事前に互いに申合わせていた。例えば竹崎季長絵詞によれば、季長の出陣に際し、その一門江田季家が、兜を交換し、互にこれを目印として見継ぐべしと申合せている。

〔解説〕

観応二年（一三五二）九月、但馬国小佐郷地頭伊達

伊達三郎藏人眞信申す軍忠の條々、

- 一、今年三月二十七日、温泉城^①の後攻^{あとせめ}として、御發向^②の間、難波河原に馳参り御共せしめ、同二十八日温泉城に合戦の忠節を致し畢ぬ、
- 一、同五月十八日 宿南城^④に御向の間、尾頸平において、連日合戦の忠を致し畢ぬ、
- 一、同六月二十六日 八代城^⑤に御發向、御共せしめ、戦功を抽^{ぬき}するの刻^{とき}、一族等木崎性法寺^⑥に罷り向うべきの由、仰せを蒙るの間、伊賀十

朝綱が、氣多郡楽前に赴き、二十三日には国分寺に着陣し、二十七日には府中合戦には搦手として敵治田彦次郎と日置河原に戦い軍忠を致したことを述べ、証判を申請している。証判に見える花押は今川頼貞であらうか。いずれにしろ観応擾乱に際して但馬でも尊氏党と直義党の二派に分裂して内乱となっている。

一〇八、伊達眞信軍忠狀（伊達文書）

伊達三郎藏人眞信申す軍忠條々、

- 一、今年三月廿七日、爲温泉城後攻、御發向の間、難波河原馳参令御共、同廿八日温泉城致合戦忠節畢、
- 一、同五月十八日 宿南城御向の間、於尾頸平、連日致合戦忠畢、
- 一、同六月廿六日 八代城御發向、令御共、抽戦功之刻、一族等木崎性法寺可罷向之由、蒙仰之間、伊賀

郎等同道せしめ罷り向い畢ぬ、

一、同八月七日 大坪城^⑦御發向の時、御手に屬し忠節を致し畢ぬ、

一、同十一日 五ヶ庄^⑧において御發向の間、御手に屬するの處、土野より御歸畢ぬ、

一、同十六日 長左衛門尉^⑨以下御敵等、水尾山に打出すの間、御發向の時、水上山に馳參り、

忠節を致すの處、同二十六日夜 御敵等没落せしめ了ぬ、然る間、同二十七日桑佐^⑩の城に御發向の時、合戦の忠を致し畢ぬ、

一、同二十九日 八代における御合戦の間、合戦

を致し、同九月二十一日 土田太郎左衛門尉^{はんだ}御敵となるの間、二十四・五兩日、土田富栖^⑪

城における御發向の時、山本次郎左衛門尉同道せしめ、合戦を致し畢ぬ、

右、所々において戦功を致すの條、大將御存知の上は、御判を賜り、龜鏡^⑫に備えんがために、恐々

言上件の如し、

十郎等令同道罷向畢、

一、同八月七日 大坪城御發向之時、屬御手致忠節畢、

一、同十一日 於五ヶ庄御發向之間、屬御手之處、自土野御歸畢、

一、同十六日 長左衛門尉以下御敵等、打出水尾山之間、御發向時、水上山馳參、致忠節之處、同廿六

日 夜御敵等令没落了、然間同廿七日 御發向桑佐之城時、致合戦忠畢、

一、同廿九日 於八代御合戦之間、致合戦、同九月廿一日 土田太郎左衛門尉成御敵之間、同廿四五兩

日、於土田富栖城御發向時、山本次郎左衛門尉令同道、致合戦畢、

右、於所々致戦功之條、大將御存知之上者、賜御判、爲備龜鏡、恐々言上如件、

延文元年十二月 日

(證判)

「承了(花押)」

延文元年十二月 日

〔證判〕
「承了〔花押〕」

〔語注〕

- ① 温泉城（ユノジョウ） 美方郡温泉町湯の城山。
- ② 発向（ハッコウ）
軍勢が特定の目標に向かって出動することをいう。
- ③ 難波河原（ナンバガワラ）
養父郡八鹿町綱場の円山川河原。ここは山陰道の要所、この場所で北上して温泉城攻略の軍勢を整えた。
- ④ 宿南城（シュクナミジヨウ）
養父郡八鹿町宿南の城。
- ⑤ 八代城（ヤシロジョウ）
城崎郡日高町八代。八代荘公文八代氏の居城か。
- ⑥ 木崎性法寺（キノサキシヨウボウジ）
豊岡市正法寺に伽藍を構えていた正法寺のこと。

小田井大社の神宮寺の一つと伝え、播磨出兵に失敗した山名政豊が国人に背かれた時ここに逃げこんだ。

⑦ 大坪城（オオツボジョウ） 未詳。

⑧ 五ヶ庄（ゴカノシヨウ） 豊岡市五荘か。

⑨ 長左衛門尉（チヨウサエモンノシヨウ）

長道金。のち但馬守護として活躍。長道金については「楞嚴寺の歴史」〔写真で綴る楞嚴禪寺〕の解説（太田

執筆部分）参照。

⑩ 水尾山（ミズノオサン） 城崎郡日高町上石水生山。

⑪ 桑佐（クワサ） 奈佐か。

⑫ 土田（ハンド） 養父郡和田山町土田。

⑬ 亀鏡（キケイ） 証拠。証文。

⑭ 証判（シヨウハン）

確認・認可の署判をうけること。

〔解説〕

軍忠状は、敵首の分捕・生捕・追落などや先駈のほか、自身及び従者の蒙る損害など（討死・手負）も戦功として記述されたが、その記述の方法には二種類が

あつた。即ち、さきに見たごとく、一回の戦闘ごとに記述するものと、数回の戦闘における軍忠を一括して記述するものである。伊達真信軍忠状は、延文元年（一三五六）の転戦した軍忠を一括して日記体に記述したもので、まさに後者の代表例であるといえる。

観応二年八月足利尊氏と弟直義の和議が破れ、直義の京都出奔に伴い観応の擾乱が始まる。但馬でも尊氏の党の今川頼貞と直義党の上野頼兼が守護職をめぐって対立した。その間隙を縫って文和元年（正平七年、一三五二）十一月堀河左衛門佐を大将に原僧都・江田治部郷の三方が合躰して磯部城に押し寄せ、「御敵今河前駿河守頼貞」を没落せしめるといふ南朝の宮方の蜂起が続いている（但馬国一宮神主長尾長家軍忠状）。

このような騒乱の渦中であつて伊達真信の転戦が続いている。問題は証判に見える花押が一体誰れであるのか、それによつて内乱の平定者を確定することが出来ると思われる。が、現在のところ未詳というほかない。後日の検討をまつ。

① (外題)
(尼利義詮)
(花押)

〔此〕狀に任せて領掌^②相違あるべからざるの
狀件の如し、

貞治五年十二月十八日

譲り渡す所領の事、

但馬の國小佐郷の内二分兩方地頭職の事、

右、當郷二分兩方、津付、并びに山田と号する兩

村は、道西重代の所領也、而して子息次郎藏人直

綱^③に、永代を限り譲り与ふもの也、全く他の妨げ

あるべからず、限り有る御公事^④においては、懈怠^⑤

なく其の沙汰を致すべし、永代相違なく知行せし

むべきもの也、仍つて讓狀件の如し、

貞治元年十一月十五日

(伊達)
道西 (花押)

(裏紙)
⑦ 貞治元年十一月十五日 寶篋院義詮公口書在判

一〇九、伊達道西 (貞綱) 讓狀

(南禪寺文書)

(外題)
(尼利義詮)
(花押)

〔此之〕任□狀、領掌不可有相違之狀如件、

貞治五年十二月十八日

讓渡所領事、

但馬國小佐郷内貳分兩方地頭職事、

右、當郷貳分兩方、號津付、并山田兩村者、道西重代

所領也、而子息次郎藏人直綱仁、限永代所讓與者也、

全不可有他之妨、有限於御公事等者、無懈怠可致其沙

汰、永代無相違可令知行者也、仍讓狀如件、

貞治元年十一月十五日

道西 (花押)

(裏紙)
貞治元、十一月十五日 寶篋院義詮公口書在判
沙彌道西軍忠功文書在判

沙弥道西軍忠の功の文書在判

〔語注〕

① 外題 (ゲダイ)

言上状や讓状などの上申文書の余白に相統認可及び、証明等の文言を加え、安堵をおこなうもので安堵の外題といった。これは安堵の申請をうけて將軍足利義詮が認可の署判を加えたものである。

② 領掌 (リョウショウ) 領知すること。

③ 重代 (ジュウダイ) 祖先代々より受け継ぐこと。

④ 直綱 (ナラツナ)

但馬伊達系図によれば、直綱は義綱の子とあるが、これは義綱が道西の養子に入ったためで、この讓状によつて直綱が道西の実子であることが確定される。

⑤ 公事 (クジ) 人を対象として賦課する税。

⑥ 懈怠 (ケタイ) おこたること。怠慢。

⑦ これは裏紙に後代の追筆として文書の見出しを立てたものである。

〔解説〕

この文書は、伊達道西(貞綱)が、貞治元年(一三六二)十一月十五日をもつて小佐郷二分両方(津付・山田両村)の地頭職を子息次郎藏人直綱に譲与し、それに將軍足利義詮が同五年十二月十八日付をもつて外題安堵を加え、当知行を認可した讓状である。

ここに道西(貞綱)が譲与した小佐郷二分両方地頭職とは、九八号文書の解説でみた、二分方地頭職を中分した二方地頭職のことで、当時この半分を山田、残り半分を津付と号していたことがわかる。道西(貞綱)は、義綱を養子縁組したことによつて山田方地頭職をも併せ、ついに小佐郷二分両方地頭職は実子直綱に相伝されることとなったことが読みとれるわけである。なお、裏書は、後日の忘備書入れである。

